

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金！！

平成 26 年 4 月から消費税率が 8%へ引き上げられました。このため、所得の低い方々への負担の影響に配慮し、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金が支給されます。また、子育て世帯への影響を緩和し、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として、子育て世帯臨時特例給付金が支給されます。

さいたま市では、給付に漏れがないように、対象者の皆様に6月初旬頃、申請書を発送する予定となっています。申請書に必要事項を記入の上、同封の返信用封筒にて返送することで手続きが完了となります。申請書の返送後、約1カ月後に、指定の口座に給付金が振り込まれることとなります。

◆ 各給付制度金制度の概要 ◆

	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
対象者	平成 26 年度市町村民税が課税されない方で、市町村民税が課税されている方の扶養親族でない方 平成 26 年 1 月 1 日(基準日)にさいたま市に住民登録のある方(住民登録のある市町村へ申請)	平成 26 年 1 月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者であり、平成 25 年の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない方
支給額	対象者1人につき1万円 ※老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族年金などの受給者は、5千円を加算。	支給対象児童1人につき1万円
周知方法	平成26年度の市町村民税が課税されない方へ、申請書と返信用封筒を郵送にて送付して通知します。	平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)受給者へ、申請書と返信用封筒を郵送にて送付して通知します。
申請期間	平成26年6月10日(火)～平成26年12月10日(水)まで	
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> ① 勸奨通知に同封されている返信用封筒にて郵送 ② 各区役所の臨時給付金窓口【9時～17時】で受付 	
支給方法	約1カ月後、申請時に指定した口座に振り込みにて支給されます。	

臨時給付金コールセンターも開設しています。ナビダイヤル: 0570-0294-92
(土日・祝祭日含め 8:30～20:00)

